

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律の一部を改正する法律案に対する修正案要綱

第一 老齡基礎年金等に要する国の負担等に係る費用の財源に消費税の増収分を活用しない旨の修正

公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律による改正により受給権が発生する老齡基礎年金等に要する費用のうち国の負担等に係るものの財源に関する規定を削除すること。  
(本則関係)

第二 経過措置に関する修正

国の負担等に係る費用の財源に関する経過措置規定を削除すること。  
(附則第二項関係)

第三 その他

その他所要の規定の整理を行うものとする。